

鉾子市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響への支援の一覧

給付 (もらう)	すべての方	特別定額 給付金	日本に住む すべての方が 対象 一律1人あたり 10万円	令和2年4月27日に鉾子市に住民登録されている方に支給します ▶申請方法 郵送：市から郵送する申請書に記入し返送してください オンライン：世帯主がマイナンバーカードを持っていれば「マイナポータル」でオンラインで申請できます 原則、市役所窓口での申請書配布・受付はしません 日程 申請用紙送付 5月18日(月)から順次 申請期間 郵送：5月25日(月)～8月24日(月)(消印有効) オンライン：～8月24日(月) 支給日 6月8日(月)以降順次指定口座に振込予定 5月10日(日)までのオンライン申請分は5月28日(木)に振込予定	問 鉾子市特別定額給付金コールセンター ☎25-7370 FAX25-7345 App Store Google ▶「マイナポータル」は右のQRコードからダウンロードできます
	離職や減収で住宅を失った失うおそれがある方	住居確保給付金	家賃(基準額)支給 (世帯人数により上限あり) 支給期間：原則3か月 (給付金は家主に給付されます)		問 ちょうしサポートセンター ☎0120-240-737
	子育て世帯の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人あたり 1万円	児童手当を受給する世帯に支給します。原則申請不要です ※特例給付の受給者は対象外 ※対象者には6月上旬にお知らせ・6月末までに振込予定	問 子育て支援課 ☎24-8967
	新型コロナウイルス感染・感染の疑いで4日以上勤務を休んだ被用者の方	傷病手当金 (国民健康保険) 傷病手当金 (後期高齢者医療)	平均日額給与× $\frac{2}{3}$ ×勤務を休んだ日から4日目以降の日数で算出される金額を支給 支給期間：最長1年6か月		問 保険年金室 国保給付班 ☎24-8955 問 保険年金室 後期高齢者医療班 ☎24-8958
貸付 (かりる)	休業や失業で収入が減って家計が維持できない方	緊急小口資金 (特例貸付)	最大 20万円	緊急で一時的な生計維持のための貸付 据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	問 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999 9時～21時 (土日・祝日含む) 問 申込書類の請求：労働金庫連合会 ☎0120-22-5755 9時～17時 問 鉾子市社会福祉協議会 ☎24-8189 9時～17時
		総合支援資金 (特例貸付)	無利子 無保証	単身世帯 月 15万円 以内 2人以上世帯 月 20万円 以内	
減免 猶予 相談	市税や保険料の納付上下水道の料金支払いが難しい方	新型コロナウイルス感染症の影響で税や保険料の納付、上下水道料金の支払いが困難になった場合はお問い合わせください			問 国税：国税局猶予相談センター ☎03-6672-3503 問 県税：旭県税事務所鉾子支所 ☎22-5907 問 市税：債権管理室 ☎24-8954 問 国民健康保険料：保険年金室 ☎24-8955 問 国民年金保険料：保険年金室 ☎24-8956 問 介護保険料：高齢者福祉課 ☎24-8755 問 後期高齢者医療保険料：保険年金室 ☎24-8958 問 上下水道料金：水道料金センター ☎30-3131

! 一律1人に10万円。申請忘れずに
特別定額給付金は家計への支援を目的に支給するものです。使い道はもちろん個人の自由ですが、地元経済活性化にぜひ活用していただきたく、忘れずに申請してください。

☎ 特別定額給付金に関することは…
☎25-7370 FAX25-7345
8時30分～17時15分

📱 新型コロナウイルス関連情報は…
特別定額給付金など新型コロナウイルス関連情報は市ホームページをご覧ください

